

平成31年大網白里市議会第1回定例会総務常任委員会会議録

日時 平成31年3月6日(水曜日)午後2時15分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員(6名)

堀本孝雄	委員長	小倉利昭	副委員長
小金井勉	委員	北田宏彦	委員
前之園孝光	委員	佐久間久良	委員

出席説明員

企画政策課長	武田裕行	企画政策課副課長兼 情報管理班長	鈴木正典
企画政策課主査兼 政策推進班長	内山悟		
財政課長	秋本勝則	財政課副課長	森川裕之
財政課主査兼 兼財政班長	茂田栄治	財政課副主幹 兼契約管財班長	斉藤正二
安全対策課長	大塚好	安全対策課 副課長	野口裕之
安全対策課主査兼 消防防災班長	内山貴浩		
参事(総務課長事 務取扱)	堀江和彦	総務課副課長兼選挙 管理委員会書記長	北田和之
総務課主査兼 兼行政班長	齊藤康弘	総務課主査 兼人事班長	子安浩司

事務局職員出席者

議会事務局長	安川一省	副主幹	花沢充
主任書記	安井與志秀		

## 議事日程

### 第1 開会

### 第2 委員長挨拶

### 第3 協議事項

#### (1) 陳情（新規付託）の審査について

- ・ 陳情第2号 「会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を要請する陳情

#### (2) 付託議案の審査について

- ・ 議案第25号 大網白里市企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第27号 大網白里市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第32号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第33号 大網白里市議会議員及び大網白里市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第36号 大網白里市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第42号 契約の変更について
- ・ 議案第66号 平成30年度大網白里市一般会計補正予算

### 第4 その他

### 第5 閉会

---

◎開会の宣告

○副委員長（小倉利昭副委員長） それでは、お疲れさまでございます。

ただいまより総務常任委員会を開会いたします。

（午後 2時15分）

---

◎委員長挨拶

○副委員長（小倉利昭副委員長） 最初に、委員長から挨拶をお願いいたします。

○委員長（堀本孝雄委員長） 皆さん、ご苦労さまです。

今回、当常任委員会で審議する内容は、陳情1件と議案7件であります。いずれも重要な案件でございますので、慎重な審議をよろしくをお願いいたします。

○副委員長（小倉利昭副委員長） ありがとうございます。

---

◎陳情第2号 「会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を要請する陳情

○副委員長（小倉利昭副委員長） 続きまして、協議事項に入らせていただきます。

委員長、進行をお願いいたします。

○委員長（堀本孝雄委員長） 傍聴希望者はございますか。

（「あります」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀本孝雄委員長） 傍聴の希望がありましたので、これを許可します。

傍聴者を入室させてください。

本日の出席委員は6名です。委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

それでは、陳情第2号 「会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を要請する陳情について、審査を行いたいと思います。

陳情書の内容については、既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

ございませんか。

(発言する者なし)

○委員長(堀本孝雄委員長) 次に、討論ですが、希望者ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀本孝雄委員長) 意見等ないようですので、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長(堀本孝雄委員長) それでは、お諮りいたします。

陳情第2号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(堀本孝雄委員長) 賛成総員。

よって、陳情第2号は採択と決しました。

以上で陳情第2号の審査を終わります。

それでは、陳情は採択になりましたので、意見書(案)を配付してください。

ただいま意見書の案が配付されましたが、この意見書(案)でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀本孝雄委員長) この意見書(案)をもとに、最終日に本会議でも採決を行い、その結果、採択となった場合には、議員発議となります。提出者は委員長、賛成者は総務常任委員全員とすることによろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀本孝雄委員長) では、そのように準備させていただきます。

---

◎議案第25号 大網白里市企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(堀本孝雄委員長) それでは、付託議案の審査を行います。

議案第25号 大網白里市企業誘致条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

企画政策課を入室させてください。

(企画政策課 入室)

○委員長(堀本孝雄委員長) 企画政策課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行いますので、説明をお願いいたします。時間の関係もありますので、簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第25号の説明をお願いいたします。

○武田裕行企画政策課長 右隣が副課長の鈴木でございます。

左側が政策推進班長の内山でございます。

それでは、改正の趣旨、説明をさせていただきます。

議案第25号説明資料のほうをごらんいただければと思います。

まず、改正の趣旨でございます。

こちらにつきましては、提案理由でございますが、本案は、圏央道大網白里スマートインターチェンジの供用開始を契機といたしまして、本市への企業等の誘致を促進し、本市の産業振興、雇用の促進等を図るため、奨励金の対象となる施設の拡大や指定の基準の緩和を行おうとするものでございます。

改正の概要でございます。

お手元に新旧対照表ありましたら、そちらも含めてごらんいただければと思います。

まず、改正の概要でございます。

1つ目といたしまして、対象施設の拡大でございます。こちらは第1条関係でございます。従来、今現行が無公害非用水型の優良企業が市内に工場または研究所をということで、特定の工場または研究所に限定していたものを、新たに限定せずに事業所ということで規定をいたします。

2つ目といたしまして、指定基準の緩和でございます。4条をごらんください。こちらですが、今現行ですと、投下固定資産総額ということで、これが3億円以上という要件を定めております。それを1億円以上ということで、要はハードルを下げるようなことで考えております。

もう一つといたしましては、常時雇用する従業員数ということで、現行30人以上ということで要件に定めておりますが、これを10人以上ということで要件を緩和するものでございます。

3つ目といたしまして、上記の改正に伴う用語の整理等ということで、例えば株式会社に代表される企業に限らず、医療法人等の事業者も幅広く奨励金の対象とするため、「企業」から「企業等」ということで改正を行うものでございます。

施行日につきましては、31年4月1日からの施行でございます。

新旧対照表については別紙のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（堀本孝雄委員長） ご苦労さまでした。

ただいま説明がありました議案第25号の内容について、ご質問等あればお伺いいたします。

北田委員。

○北田宏彦委員 企業誘致条例は、わかりやすく言えば緩和することなんだけれども、

この奨励金の内容については、この条例改正では直接は関係ないのかもしれないけれども、奨励金の内容については全く今までと同じなのでしょうか。

それと、今現在の奨励金の内容についてご説明いただければ。

○委員長（堀本孝雄委員長） 課長。

○武田裕行企画政策課長 奨励金措置については、条例の第2条に定めております。こちらについては固定資産税の納付相当額、それを奨励金として交付するものでございます。第2項に3年間、一度収めていただいた奨励金を要件を満たせば、毎年お返しするようなものでございます。

以上でございます。

○委員長（堀本孝雄委員長） ほかにございませんか。

佐久間委員。

○佐久間久良委員 私のほうからは、黒須さんの気にしていた企業誘致に関して、要するに公害等の問題、そういう審査基準等々あるのか。要するにどこまでやる、要するにもう投下固定資産総額が1億円以上であれば、どんな企業でも認めちゃうのかとか、基本的にこうなっているんですけども、それ以上のことでも以下でもないんだと思うんですが、そのへんの審査はどうなっているか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（堀本孝雄委員長） 課長。

○武田裕行企画政策課長 まず、どんな企業でも誘致の対象とするのかといいますと、そういうものではございませんで、今現在、対象とする対象施設ということで、想定しておりますのは、今現在、考えているのは物品の製造業、機械器具の修理業、あと運輸物流業、情報通信の4業種、これは今現行、施行規則において対象としております。さらに、改正後については卸・小売業、あとは学術、開発研究業、旅館・ホテル業、飲食サービス業、あとは公衆浴場業、スーパー銭湯を誘致しております。あとは教育・学習支援業、あと医

療関係、産科、小児科、あとは農業関係、植物工場、そういったものをイメージを、対象事業に加えることを想定しております。

以上でございます。

○委員長（堀本孝雄委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 そういう企業を誘致するにあたって、例えば他市の場合だったら工業団地等々があったりだとかするんですが、本市の場合ないですね。また、いろいろ北田委員なんかよく質問しているんですが、要するに線引きにかかって、なかなか誘致するのも厳しい部分があるというのは、今後そういうのもかなり引かかってくると思うんですが、どういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか、お聞きします。

○委員長（堀本孝雄委員長） 課長。

○武田裕行企画政策課長 圏央道のこのスマートインターチェンジの供用開始を契機としてということなんですが、本市においては駅周辺であるとか、国道128号沿道沿い、そちらのほうに例えば市街化調整区域であっても、その地区計画運用基準、そういったものを定めることによって、市街化調整区域においても、そういった企業を誘致するようなことで、いろいろ今動いているところでございます。ですので、そういった土地の利用規制というものはあるんですが、そういった中で例えば交通アクセスだとか、そういったものの利便性を企業のほうにアピールして誘致につなげていきたいということで考えております。

以上でございます。

○委員長（堀本孝雄委員長） はい。

○佐久間久良委員 そうなっていったら、要するに線引きやなんかも全部取っ払うと、取っ払っていく方向を県に申請していくというふうな考え方でいいのかなと。

もう一つ、ちょっと気になるのは、そういった企業がどんどん入ってくることによって、環境問題が当然出てくるんだろうと。特に今回そのスマートインターチェンジの周りは緑豊かですごくいいところですよ。小中池公園だとかそういうのがあって、すごく環境的にはいいところだと思う。それが企業誘致によってがらっと変わってしまう。それが今までは環境資源として役立っていたのが、そのへんの考えはどう、そういうのを含めて今構想的にあるのかどうか、ちょっとそこも教えてください。

○委員長（堀本孝雄委員長） 課長。

○武田裕行企画政策課長 まず、例えば環境に悪影響を及ぼすおそれがある企業までも誘致の対象にするかということなんですが、まず、そちらについては要はその誘致の対象とす

るといふ、奨励金の対象とする場合に、指定行為というのを行います。こちらは事前に奨励金を受けたいという企業から申請書を出していただいて、そういった企業については、もうあくまでもその既存の例えば法律だとか条例とかに定める例えば水質汚染だとか大気汚染、あとは地下水の取水制限だとか、そういったものについてはきちんと要件を満たしているといったものを前提に奨励措置を行うものでございますので、当然何でも環境に悪影響を及ぼす企業も何でも来てくださいという趣旨ではございません。それは従来から。

○委員長（堀本孝雄委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 そこはそうだと思うんですよ。そうしたらある程度の枠をはめるという考えでいいんですか。

○委員長（堀本孝雄委員長） 課長。

○武田裕行企画政策課長 この環境について枠をはめるというものではなくて、あくまでも奨励の措置の対象となる費用について、要は拡大することなので、拡大はするんですが、環境に悪影響を及ぼす企業までを奨励措置の対象にすることまでは考えておりません。

あとは、土地の利用規制の線引きを取っ払うのかということなんですけれども、それについてもあくまでも線引きと、またこの奨励措置については別物という扱いで考えております。ですので、当然土地利用規制がありまして、進出できる土地であることを前提に、来ていただいた事業者に対して奨励措置をするというものですので、それは従来の都市計画法だとか農振法の規制に従って進出していただくというものでございます。

以上でございます。

○委員長（堀本孝雄委員長） 小金井委員。

○小金井 勉委員 ちょっと細かい話しますけれども、常時雇用する従業員の数、30人から10人になっていますけれども、これはパートとかそういうものも含むのか正社員なのか、そのへんを。

○委員長（堀本孝雄委員長） 課長。

○武田裕行企画政策課長 この常時雇用される従業員なんですが、想定しておりますのは雇用保険被保険者ということで、その要件なんですが、最低31日以上働く見込みがある方で、1週間あたり20時間以上働いていること、あと学生でないという3要素を出しております。要はパートさんであっても、1週間あたり20時間以上働くという方については雇用保険に入ると思いますので、そういった方は対象にしております。

以上でございます。

○委員長（堀本孝雄委員長） よろしいですか。

せっかくこれだけのインターチェンジができて、ある自治体なんかは企業誘致の検討会議、そういうものも含めまして、やっているところもあるんですけども、それは考えられないんですか。

はい。

○武田裕行企画政策課長 まず、庁内においては、企業誘致推進本部ということで、今年の3月から市長を本部長としてといった形でいろいろ検討を行っているところでございます。その一環で今回、今スマートインターができるということで、企業誘致条例を改正いたしまして、企業が進出しやすい環境を整えようというような動きになったところでございます。

以上でございます。

○委員長（堀本孝雄委員長） その中から議員のあれというのは出るような状況じゃないですか。

はい。

○武田裕行企画政策課長 今のところそういった動きはございません。

○委員長（堀本孝雄委員長） ほかにございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀本孝雄委員長） ないようですので、企画政策課の皆さん、ご苦労さまでした。退席していただいて結構です。

（企画政策課 退室）

---

◎議案第42号 契約の変更について

◎議案第66号 平成30年度大網白里市一般会計補正予算

○委員長（堀本孝雄委員長） 次に、議案第42号、契約の変更について、及び議案第66号、平成30年度大網白里市一般会計補正予算を議題といたします。

財政課を入室させてください。

（「委員長、すみません、関連しますので安全対策課も出席させていただいて」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀本孝雄委員長） 結構ですよ。

（財政課、安全対策課入室）

○委員長（堀本孝雄委員長） 財政課、安全対策課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから当常任委員会に付託となった議案について審査を行いますので、説明をお願いいたします。時間の関係もありますので、簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第42号及び議案第66の説明をお願いいたします。

○秋本勝則財政課長 それでは、はじめに職員の紹介をさせていただきます。

まず、財政課から副課長の森川でございます。

私の隣、茂田主査でございます。

その隣が斉藤副主幹でございます。

あと、お許しをいただきまして、安全対策課にも同席していただいております。

○大塚好安全対策課長 安全対策課の大塚でございます。

私の左が副課長の野口でございます。

その隣、消防防災班の内山班長でございます。

○秋本勝則財政課長 私、財政課の秋本です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第42号及び議案第66号につきまして、順次ご説明をいたします。

はじめに、議案第42号、契約の変更についてご説明をいたします。

議案の説明資料をごらんください。

昨年の第3回定例会で議決をいただきました、津波避難施設築山築造工事につきまして、契約金額を1,550万160円減額いたしまして、1億5,189万9,840円に変更しようとする議案でございます。

減額の主な理由でございますが、千葉県発注の千葉県総合スポーツセンター野球場の改修工事により、土砂を直接搬入できたことなどから、設計金額の見直しをするものでございます。

続きまして、議案第66号についてご説明をいたします。

3月補正予算（追加議案）の概要をごらんいただきたいと思います。

本予算案は歳入歳出に329万8,000円を追加いたしまして、予算総額を162億8,213万

9,000円にしようとするものでございます。

補正内容でございますが、プレミアム付き商品券事業といたしまして、321万8,000円を計上するもので、こちらは消費税増税対策といたしまして、低所得者並びに2歳児までの子どもがいる世帯にプレミアム付き商品券の販売を行うための事務費を計上するものでございまして、全額国庫補助金で実施するものでございます。

事業の内容ですけれども、臨時職員の経費104万9,000円、消耗品費9万8,000円、印刷製本費53万1,000円、システム関係経費162万円でございます。

なお、事業の完了が来年度となりますので、あわせて繰越明許費を設定するものでございます。

以上で議案第42号及び議案第66号の説明を終了させていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（堀本孝雄委員長） ただいま説明のありました議案第42号及び議案第66号の内容についてご質問等があればお願いいたします。

前之園委員。

○前之園孝光委員 42号なんですけれども、進捗状況をちょっとお聞かせください。

○委員長（堀本孝雄委員長） 課長。

○大塚好安全対策課長 現在、工期が3月25日ということで、築山の盛り土が完成しまして、避難広場のほうの備蓄倉庫ですとか、あずまや等の設備が完了しております。現在、のり面の植生シート及び外周の今後、スロープの建設ですとか、築山下のアスファルト、そういった工事を行いまして、工期は3月25日に完成をする予定でございます。

以上です。

○委員長（堀本孝雄委員長） 前之園委員。

○前之園孝光委員 私も先週ちょっと通ったんで、だいぶでき上がったなという感じはしたんですけれども。

あとはちょっと予算の件なんですけれども、国・県からの交付金なり、そのへんをちょっと確認したいと思います。

○委員長（堀本孝雄委員長） 課長。

○大塚好安全対策課長 変更契約の財源でございますが、工事請負額、変更しますと1億5,189万9,840円、このうち国費が6,220万円、起債が7,650万円、一般財源が1,319万9,830円。

以上でございます。

○委員長（堀本孝雄委員長） 北田委員。

○北田宏彦委員 議案42号について、契約金額よりも1,550万ほど減額になるということなんで、いいことなのかもしれないけれども、土砂の搬入が無償の土砂を搬入することによって、この減額することができた。契約金額の中のその土砂が当初何立米投入して、それを土砂の代金、あるいはダンプの運賃というふうに記載されていたのかどうかわからないけれども、それが実際県のほうから何立米無償でもらうことによって、土代、それからダンプによる運送代がこれだけの量を無償分として調達できたから、この差額になっていると思うんだけど、そのへんの数字の詳細というのは説明できますか。

○委員長（堀本孝雄委員長） 課長。

○大塚好安全対策課長 具体的な変更内容でございますが、土砂運搬の必要土量1万4,600立米が必要になります。当初からこの1万4,600立米につきましては、全量無償ということで設計しております。今回減額になった要因としましては、この運搬費を直接築山のほうに持って行っていただいたということの要因が主なものでございます。この1万4,600立米の土砂のうち、直接築山に搬入した土量につきましては、千葉県総合スポーツセンターの改修工事に伴う発生土、当初4,800立米を運ぶ予定でございましたが、このうち3,100立米を直接持ってきていただいています。

また、建設中のスマートインターチェンジの建設発生土7,000立米、このうち2,000立米、合計5,100立米を直接築山のほうに持ってきていただいたことによって減額となっております。

○委員長（堀本孝雄委員長） 北田委員。

○北田宏彦委員 ということは、県のほうの土砂の発生の状況と、こちらの搬入をうまくマッチング調整したことによって、その直接搬入が多く図れたから減額できたということの解釈でよろしいですかね。

○委員長（堀本孝雄委員長） 課長。

○秋本勝則財政課長 そのとおりでございます。

○北田宏彦委員 わかりました。

○委員長（堀本孝雄委員長） ほかにございませんか。

佐久間委員。

○佐久間久良委員 私のほうから議案の66号のほうについてお伺いしたいんですが、この臨

時職員の関係ということで100万ちょっと、104万、これ何人ぐらいを臨時で雇い入れるというふうに考えているのかということと。

あと、これ購入対象者を2歳未満にしたんですか、それとも2歳児以下、この2歳児というのは年齢が2歳なのか、それとも3歳だと、その年までは2歳だと、そのへん細かい部分というのは、ちょっとそのへんも教えてください。

○委員長（堀本孝雄委員長） どうぞ。

○茂田栄治財政課主査兼財政班長 臨時職員につきましては、2名雇用する予定でございます。期間につきましては、3カ月予定しております。この補正予算では3カ月を予定しておりますが、来年以降、もう一度本体のほうの予算が計上されますので、そのときには最終的に来年3月あたりまでの雇用が考えられます。

以上でございます。

（「子どもの関係は」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀本孝雄委員長） どうぞ。

○茂田栄治財政課主査兼財政班長 6月1日時点の住民が対象となりますので、その時点で2歳までということになります。2歳、1歳、ゼロ歳までが対象となります。

○委員長（堀本孝雄委員長） 課長。

○秋本勝則財政課長 これは国から基準が示されておりますので、その基準にのっとって市でも同じ対応をするということでございます。

○委員長（堀本孝雄委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 そうしたら同時に低所得者の対象所得も教えていただきたいと思います。

○委員長（堀本孝雄委員長） 課長。

○秋本勝則財政課長 こちらは非課税世帯という形でございますして、世帯として非課税の世帯であって、そこに非課税の方が複数いれば複数購入できるという形になります。

○委員長（堀本孝雄委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 では、そうしたら非課税世帯なんですが、非課税世帯でも自分が非課税だから税申告していない方もいらっしゃると思うんですが、その方も全て対象になるんですか。

○委員長（堀本孝雄委員長） 課長。

○秋本勝則財政課長 申告していない方を非課税世帯とはしておりません。

○委員長（堀本孝雄委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 わかりました。大体わかったのと、要するに基本的には1世帯1セットということ、1人1セットですか、それとも1世帯1セットですか。

○委員長（堀本孝雄委員長） 課長。

○秋本勝則財政課長 先ほど言いましたように、非課税世帯で例えば成人が2人いて、夫婦が2人いて、2人とも非課税だという場合には、その世帯では2セットまで購入ができるという形になります。

○委員長（堀本孝雄委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 大体わかりました。わかったんですが、ただ、私自身とすれば、やはりこれをやるということは消費税10%への影響はかなり大きいんだと。やっぱり低所得者だとか、子育て世帯に対してはかなり重い負担になるということは政府自身も認めたと。であつたら、こんなプレミアム商品券なんかやめちゃって、もうそもそも10%に上げるのをやめればいいと、私はそう思うんですが、そのことを述べておきます。

（発言する者あり）

○委員長（堀本孝雄委員長） ほかにございませんか。

前之園委員。

○前之園孝光委員 先ほどのパートのはちょっと聞き漏らしているかもしれない。内容はちょっとどういう。

○委員長（堀本孝雄委員長） はい。

○茂田栄治財政課主査兼財政班長 お金の内訳ということでよろしいでしょうか。

（「仕事内容について」と呼ぶ者あり）

○茂田栄治財政課主査兼財政班長 仕事の内容につきましては、対象者の仕分けですとか、発送するチラシだとか、そういったものの準備となります。実際に来年度以降になりましたら、販売だとか、そういったお手伝いのほうをお願いすることになります。

以上です。

○委員長（堀本孝雄委員長） はい。

○副委員長（小倉利昭副委員長） 42号のほうすみません、戻ります。

土砂を直接運搬した総合運動公園と、もう一つ申しわけない、聞き漏らしまして、もう一回どこかからと言いましたっけね。

○委員長（堀本孝雄委員長） 課長。

○大塚好安全対策課長 千葉県のスポーツセンターの野球場改修工事と建設中のスマートイ

ンターチェンジの工事でございます。

○委員長（堀本孝雄委員長） よろしいですか。

1点、42号なんですけれども、直接契約の変更とは関係ないんで本当に申しわけないんですが、管理面が非常にでき上がった時点で大事になってくると思うんですけれども、このへんの話し合いの状況はどうですか。

○委員長（堀本孝雄委員長） 課長。

○大塚好安全対策課長 現在、築山の管理につきましては、地元を主体に管理していただけないかということで、地元の自治会ですとか、環境保全会ですとか、そういったところに働きかけをしております、今現在はまだ合意には至っていないという状況でございます。

○委員長（堀本孝雄委員長） 予算はどのくらい今あったのか。

○委員長（堀本孝雄委員長） はい。

○大塚好安全対策課長 今回、来年度予算で約40万円程度計上させていただいております。

○委員長（堀本孝雄委員長） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀本孝雄委員長） それでは、財政課の皆さん、また安全対策課の皆さん、ご苦労さまでした。退席していただいて結構です。

（財政課、安全対策課 退室）

---

◎議案第27号 大網白里市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第32号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第33号 大網白里市議会議員及び大網白里市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第36号 大網白里市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（堀本孝雄委員長） 次に、議案第27号 大網白里市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号 大網白里市議会議員及び大

網白里市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第36号 大網白里市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題といたします。

総務課を入室させてください。

(総務課 入室)

○委員長(堀本孝雄委員長) 総務課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行いますので、説明をお願いいたします。時間の関係もありますので、簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第27号、議案第32号、議案第33号及び議案第36号の説明をお願いいたします。

○堀江和彦参事(総務課長事務取扱) 総務課でございます。

まず、総務課の副課長兼選挙管理委員会書記長を兼務しております北田副課長です。

それから、行政班長の齊藤でございます。

人事班長の子安でございます。

最後に課長の堀江でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第27号でございますが、午前中の本会議でも質問ございましたが、本案につきましては、働き方改革の一環を踏まえまして、人事院の公務員人事管理に関する報告において、国家公務員が超過勤務命令を行うことができる上限を人事院の規則で定める等の措置が講じられました。これは既に2月1日で公布されております。それを受けまして、地方公務員におきましても、同様の措置をするために本市の条例の一部を改正しまして、具体的な上限規定につきましては、規則にするといった整備を行おうとするものでございます。

内容といたしましては、超過勤務の上限時間というのが新設されまして、1カ月45時間、これは原則でございますが、1年当たり360時間ということになっております。午前中の質疑の中でも問題となっておりました他律的業務でございますけれども、これは国においては業務量ですとか業務の実施時期、またその他業務の遂行に関する事項を自ら決定することは困難な業務ということにとどまっております、具体的な例示につきましては、おそらく今行っています国会対応ですとか、国防ですとか、外交交渉ですとか、そういった

ものが国では想定されているようです。

続いて、32号の説明に移らせていただきます。

条例名は聞きなれないですけれども、職員の自己啓発休業に関する条例というのがございまして、この中で引用している条文のうち、学校教育法の条文規定を引用してございまして、学校教育法におきましては、既に一部改正されておりました、その改正後の学校教育法の施行期日が本年4月1日であることから、対応条文としまして、本市の条例案ですと、第4条の第1項第2号に引用しているんですが、学校教育法第104条第4項が104条第7項へと繰り下げ改正になっておりますので、その文言の修正をするものでございます。

続きまして、議案第33号です。これも午前中の議案質疑で話題になりましたけれども、公職選挙法の一部改正がされました。施行期日は去る3月1日からです。公費負担の対象を今まで市長選挙のみに認められておりましたビラの配布が、地方議員選挙においても拡大されたということで、その趣旨をもって改正するものでございます。

続いて、最後になりますが、議案第36号ですけれども、これは行政不服審査施行条例という条例がございまして、この条例の一部改正でございまして、内容につきましては、やはりこれもこの条例の中で引用する条文の中に工業標準化法が改正されまして、この施行期日が本年の7月1日施行でございまして、

どのような改正かといいますと、今までに「日本工業規格」というふうに呼んでおったものが、7月1日から「日本産業規格」ということで改められるということもありまして、条例で引用する文言についての改正を行おうとするものです。

以上、4議案の説明を終わります。

○委員長（堀本孝雄委員長） ただいま説明のありました議案第27号、32号、33号及び36号の内容について、ご質問等があればお願いいたします。

ございませんか。

北田委員。

○北田宏彦委員 議案第27号、人事院規則の例というのがこちらに記載されているわけなんですけれども、他律的業務、本市の中で例えば他律的業務というのは、どういう業務があるのかなと思って、それはお聞きしたい。

○委員長（堀本孝雄委員長） 課長。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） 読んで字のごとくでございましてけれども、先ほど国のほうが想定していますのは国会対応ですとか国防、それから外交交渉、そのほかに予算

協議ですとか、法令協議といったものが考えられるという情報は聞いてはおるんですけども、地方公共団体、本市におきましては、他律的業務につきましては、今、県がその他律的業務は何ぞやと、そういう定義づけをもって規則制定といたしますか、今作成中ということがありますので、それをまず参考にしたいと思うんですが、これは個人的な見解になりますけれども、地域住民との折衝交渉ですかね、用地交渉ですとか、あとは説明に行くとか、それから苦情処理で説得に行くとか、いわゆる物事を解決、要は相手方が納得するまでは時間がかかってしまうと、そういったような業務ではないかなというふうには思っております。

以上です。

○北田宏彦委員 わかりました。次によろしいですか。

○委員長（堀本孝雄委員長） はい、どうぞ。

○北田宏彦委員 32号の自己啓発等休業、具体的にどういうものなのか、お示しいただきたいのと。

あと、36号のこれは日本工業規格というものが、今度日本産業規格というふうにな称が変わることなんで、これまでJ I S規格と言われたものが、今度は何とかと変わるのがある、それを教えていただければ。

○委員長（堀本孝雄委員長） どうぞ。

○子安浩司総務課主査兼人事班長 それでは、私のほうから、職員の自己啓発等休業に関する条例の内容についてご説明させていただきます。

こちらの条例は、職員として在職期間が2年以上、こちらには任期付き職員ですとか、臨時、非常勤等は除かれているものです。が、公務の上に支障が生じなくて、かつ当該職員の公務に関連する能力の向上に資すると認められる場合は、その職を持ちながら大学の課程の履修、または国際貢献活動というのを、そういったものに参加するための休業というのを認めるという制度になっております。こちらのほうは、その休業の期間中は無給という形にはなりますけれども、また大学の課程の履修のためには2年間、また、国際貢献活動のためには3年間を超えない範囲で休業を認めるという制度になっております。

以上です。

○委員長（堀本孝雄委員長） どうぞ。

○齊藤康弘総務課主査兼行政班長 ご質問の工業規格が産業規格になりまして、一応J I S

規格、名称変わるんですが、今ちょっとこちらではどのような名称になるかわからないので。

以上です。

○委員長（堀本孝雄委員長） ほかに質問ございませんか。

佐久間委員。

○佐久間久良委員 私から27号なんですけど、現在ここに書かれてある超過勤務の条件が45時間、一般的業務ですね、一般的業務で45時間、年間で360時間、これを超えるような業務体系というのは現在あるのかなのかだけ教えていただきたいんですけど。こういうことが。

○委員長（堀本孝雄委員長） どうぞ。

○子安浩司総務課主査兼人事班長 実際にはそういった超えている職員もおります。

以上です。

○委員長（堀本孝雄委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 そうしたら、そういう方たちの業務改善が行われる。

○委員長（堀本孝雄委員長） どうぞ。

○子安浩司総務課主査兼人事班長 そうですね、労働基準法の考え方、それとまた国の人事院規則の考え方、時間的には一緒なんですけれども、まず原則として、こちら基本的に1カ月45時間、1年で360時間を原則として超えないで、また、国は他律的業務という形で先ほどご説明させていただいた時間、1カ月で100時間未満等の規制を定めておりますが、労基法上もそういった臨時的な特別な事情がある場合は、限度としてやはり1カ月100時間未満、1年間で720時間、連続して平均が80時間を超えないようにですとか、そういったことを定めておりますので、そこはもう原則として45時間以上はだめと言われておりますけれども、最大として1カ月では100時間未満にしないというところの規制になってくるかと思います。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） 委員長、ちょっと補足させていただきますと、これによって業務体系が変わるのかというご質問だったんで、その質問につきましては、そのままそっくり変わるわけではありません。例えば今税務申告を行っておりますけれども、これはこの2月3月の時期につきましては、45時間を超えることやむなしということになるかと思えます。

以上です。

○委員長（堀本孝雄委員長） どうぞ。

○佐久間久良委員 ただ、やっぱり国基準のやつが1カ月100時間、それはもう完全に過労死ラインいっちゃっているんでね。それはもうないようにするように努力していただきたいということ、これは要望じゃなくて職員の健康を守るのが絶対条件じゃないかなと思っていますので、これは27号に沿って進めていただきたいと思うのと。

あと、教職員の関係で言えば、多忙化もかなり問題になっているんでね。これはちょっと苦言的なものですが、それいろいろさらに業務ふやすような状況にならないように配慮すべきだというふうに思っていますので、そのへんもよろしく管理のほどお願いしたいと思います。

私のほうからは以上です。

○委員長（堀本孝雄委員長） 小倉委員。

○副委員長（小倉利昭副委員長） すみません、私33号ですね。公職選挙法の一部改正に伴うですが、1つはわかりやすくお願いしたいんですけれども、公職選挙法のこういう部分が変わったんで、そのビラが公費負担できるよと、追加になったと。その内容はここにあるビラの単価7円50銭、上限で4,000枚というのが公費で出していただける。じゃ、今までのポスター、それから車でしたか、燃料代でしたか、公費負担いただいていたんですが、これも現行どおりにいけるのか、そのへんお願いしたいんですが。

○委員長（堀本孝雄委員長） どうぞ。

○北田和之総務課副課長兼選挙管理委員会書記長 そうですね、今回公職選挙法の改正で、今まで市長にしか認められていなかったビラの頒布について、市議会議員についても、頒布できるようになります。それに伴いまして、この選挙運動については、公費負担条例というのを各市町村設けておりまして、その中で今までも先ほどおっしゃられたとおり、選挙用自動車のレンタル代ですとか、燃料、運転手代、ポスターの作成費用、これはもう今までどおり今後も変わらないという状況に、プラス市議会議員のビラの頒布についても公費負担が追加されたという状況になっております。

以上です。

○委員長（堀本孝雄委員長） はい、どうぞ。

○前之園孝光委員 これもあれですよ、確認だけれども、近隣市町も同じというふうに考えていいのね。東金とか山武市とか。

○委員長（堀本孝雄委員長） どうぞ。

○北田和之総務課副課長兼選挙管理委員会書記長 近隣市も同じように法にのっとって改正

している状況です。ちなみに年度当初ですけれども、制定済みが既に37市中17市ありまして、30年度中に制定予定が15市だと、そのような状況になっております。

○委員長（堀本孝雄委員長） ほかにご質問。

○佐久間久良委員 その33号の関連なんですけど、これは配布できる範囲ってかなり限定されていますよね。この部分、ちょっとそこだけ説明していただきたい。配布範囲、例えば選挙カーの周りだけだとか、配布は個別配布は絶対できなくて、新聞に折り込みだとか、そういうふうになっていますよね。あと、証紙が張っていないとだめだとかと全部出ているんですね。そのへんちょっと説明していただけるとありがたい。

○委員長（堀本孝雄委員長） どうぞ。

○北田和之総務課副課長兼選挙管理委員会書記長 その配布範囲につきましては限られておりました、おっしゃるとおりで新聞折り込み、選挙事務所内、個人演説会の会場内、街頭演説の場所に限られているということになっております。

以上です。

○佐久間久良委員 シール張るんでしょう。

○北田和之総務課副課長兼選挙管理委員会書記長 そうです。証紙を張ってもらわないと出せなくなります、ビラに。

○佐久間久良委員 張らないとできないんだよね。

○北田和之総務課副課長兼選挙管理委員会書記長 張ります。

○委員長（堀本孝雄委員長） ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀本孝雄委員長） ないようですので、総務課の皆さん、ご苦労さまです。退席していただいて結構です。

（総務課 退室）

○委員長（堀本孝雄委員長） それでは、議案について取りまとめに入りたいと思います。

議案第25号、大網白里市企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀本孝雄委員長） それでは、ただいまから審査結果の採決を行います。

議案第25号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（堀本孝雄委員長） 賛成総員。

よって、議案第25号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第27号、大網白里市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀本孝雄委員長） それでは、ただいまから審査結果の採決を行います。

議案第27号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（堀本孝雄委員長） 賛成総員。

よって、議案第27号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第32号、職員の自己啓発等、休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀本孝雄委員長） それでは、審査結果の採決を行います。

議案第32号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（堀本孝雄委員長） 賛成総員。

よって、議案第32号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第33号、大網白里市議会議員及び大網白里市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等がございますか。

佐久間委員。

○佐久間久良委員 この条例なんですが、本当に市民に今、先ほど来、今日黒須委員も含めて述べていたんですが、財政危機だと、市が財政危機だと言われている中で、あえてこれをやる必要がどこまであるのかというのは、すごく疑問に思います。ましてやさっきも出ているように、かなり限定的な配布方法でしかあり得ないという中で、私も選挙をやる人間ですから、選挙また11月にもある。ですから、その中でそれだけ限定的な中で、限定された使い方しかできないものに対して、公費を負担するのはどうかということと。

もう一つは、市民に納得してもらえるのかどうかということのもやっぱりあると思いますんで、これは私はこの部分は賛成すべきではないのかなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（堀本孝雄委員長） 北田委員。

○北田宏彦委員 公費負担に関する条例の一部を改正するだけであって、その実際ビラの頒布というものを公費請求するのকাশないのかというのは、それは個々の問題でありますので、この本市の今の財政状況とは直接はリンクすべきではないのかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（堀本孝雄委員長） 小倉委員。

○副委員長（小倉利昭副委員長） 関連で、北田委員の発言ですけれども、であるし、もう再三この議会で非常に切迫した財政難だという中で、この11月に市議会選挙があるとすると、公費負担が先ほど車代とポスター代もあるわけですけれども、これはやっぱり候補者の考え方で、別に交付されるわけではなくね、あくまでも申告なわけですから、そのへんはやっぱり自らの費用で考え方はそうされるかもしれません。そういうふうに自分自身も努力していきたい。

（発言する者あり）

○委員長（堀本孝雄委員長） それでは、意見が出たようですので、それでは、ただいまから審査結果の採決を行います。

議案第33号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（堀本孝雄委員長） 賛成多数。

よって、議案第33号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案36号、大網白里市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定についてをご意見及び討論等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀本孝雄委員長） それでは、ただいまから審査結果の採決を行います。

議案第36号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（堀本孝雄委員長） 賛成総員。

よって、議案第36号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第42号、契約の変更について、ご意見及び討論等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀本孝雄委員長) それでは、ただいまから審査結果の採決を行います。

議案第42号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(堀本孝雄委員長) 賛成総員。

よって、議案42号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第66号、平成30年度大網白里市一般会計補正予算について、ご意見及び討論等はございませんか。

佐久間委員。

○佐久間久良委員 反対の立場で討論いたします。

先ほど述べたんですが、この消費税10%による影響というのは、かなり貧困層というか、低所得者にとってはかなり大変な負担増につながると。ましてや収入が低い人ほど負担が重くなるという、この消費税の逆進性がすごく問題になっています。そういう中で、今回の消費税10%に課す引き上げは絶対に許されない。ましてや、それをやるためにこのようなプレミアム商品券だとか、また細かい点もいろいろあるんですが、税率の変更だとか、いろんなあるんですが、すごく地方公共団体に対して、物すごく煩雑な仕事を押しつけるというようなやり方は絶対許されるものではないというふうに思いますんで、そういう観点から、住民の負担になることと、また、その自治体の負担になるという、その2点をもって反対とさせていただきます。

○委員長(堀本孝雄委員長) 前之園委員。

○前之園孝光委員 今回、消費税率が10月から上がるというんですが、これは基本的には子育て支援というか、その施策を遂行をするためにやるわけですので、それで全世代型の社会福祉が確立できるということですので、あくまでやはり今大事な消費税の8%から10%の施策だというふうに思います。

また、軽減税率についても、プレミアム商品券についても、経済が落ち込まないようにという緊急対策でございますので、そういう形で執行していいんじゃないかなというふうに思っています。

以上です。

○委員長(堀本孝雄委員長) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（堀本孝雄委員長） それでは、ただいまから審査結果の採決を行います。

議案第66号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（堀本孝雄委員長） 賛成多数。

よって、議案第66号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された陳情及び議案の審査を終了いたします。

次に、その他ですが、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀本孝雄委員長） なければ、以上で協議事項とその他を終了したいと思います。

---

◎閉会の宣告

○副委員長（小倉利昭副委員長） では、長時間にわたりまして、慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして総務常任委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

（午後 3時20分）